

市指定史跡「殿様湯跡」の構造と周辺環境

松崎 大嗣

1. はじめに

本論の目的は指宿市指定史跡「殿様湯跡」の構造を検討し、周辺の関連文化財群も含めてその特質を明らかにすることである。

筆者は、指宿市考古博物館 時遊館 COCCO はしむれ令和 3 年度企画展「泉都指宿一度はおいで～世界に誇る海浜温泉～」の開催にあたって、市内の公衆浴場、ホテル・旅館・湯治宿等の宿泊施設などの温泉施設を悉皆的に調査を行った。その中で、考古学・歴史学的側面から殿様湯跡の調査も進めた。しかし、殿様湯跡は現況では屋根などの上屋構造がなく、露天であることから、風雨による土砂の堆積が著しく、遺構としての情報を読み取りづらいという難点があった。そこで、二月田温泉殿様湯の方にも協力をいただき、浴室内の清掃や遺構の観察をおこなった。今回は、これまで認識されてこなかった殿様湯跡の構造を検討しながら、殿様湯が設置された歴史的背景についても考察する。

2. 殿様湯の歴史

指宿市指定史跡「殿様湯跡」は、二月田温泉殿様湯の敷地内にある近世の浴場遺構である。指宿市における「殿様湯」は、鹿児島藩主が設けた「温泉行館」を指す言葉であり、これまで 3 つの殿様湯が設けられたことが史料から明らかとなっている。以下からは、それぞれの殿様湯を「摺ヶ浜殿様湯」、「長井殿様湯」、「二月田殿様湯」と呼称して整理したい。

(1) 摺ヶ浜殿様湯

摺ヶ浜殿様湯は、『三国名勝図会』に 2 代藩主島津光久の治世（1616～1695 年）に、摺ヶ浜に別荘が設置されたことが記されている。

「拾貳町村（十二町村）にあり、温泉海渚に出づ、此地沙蒸を用ゆ、病客沙を穿て横に臥し、暖沙を覆ふて其の身を暖む、これを沙蒸といふ

潮退し時は、沙蒸場更に廣し、又沙蒸場より數歩陸地の方に、浴地を設けたる温泉ありて、病客沙蒸より出る時は、其浴池の湯に入て、身を洗ひ淨む

此沙蒸は諸病を治し、筋骨の疼痛に效驗あり、往昔 寛陽公の時、行館を設けられ、屢光臨し給ひ、神功の温泉なりとて、神井と名つけられ、詩并序を裁して、土地の景勝温泉の奇験を述へ、行館の掛軸となし給へり

元禄十六年、行館を除かる、舊址今に存ぜり、其後 淨國公 大信公等光臨あり」



図 1 指宿市内における殿様湯の位置



図2 上段写真：昭和初期の摺ヶ浜殿様湯（馬渡写真館提供）、下段写真：摺ヶ浜砂むし場（昭和初期か？時遊館 COCCO はしむれ所蔵の絵葉書写真より引用）

上記の記述から、現在の「砂むし会館 砂楽」周辺に温泉行館を設けていたことがわかる。また、温泉行館の跡地が残っていることも記されているが、その場所は定かではない。しかし、昭和初期の「南薩指宿摺ヶ浜温泉旅館偕樂園全景」には、旅館偕樂園の南側に「殿様湯」という腰屋根をもつ建物が描かれている。また、指宿市馬渡写真館所蔵の写真にも同様の建物が写っている（図2上段）。これが、江戸時代の「殿様湯」と同じ場所に建設された建物であったかについては判断できないが、以下に紹介する各殿様湯では、民間へ払い下げられる例が確認されていることから、摺ヶ浜殿様湯においても同様の利用があった可能性がある。

（2）長井殿様湯

長井殿様湯は、寛政9年（1797）に、9代藩主島津斉宣によって指宿市十町長井に設置された温泉行館である。長井殿様湯については、ほとんど情報がなく不明な点が多い。浴場については、昭和10～20年代まで集落共同浴場「殿様湯」が経営されており、これが長井殿様湯が払い下げられたものであ



図3 長井殿様湯周辺を流れる湯の川



図4 上段写真：殿様湯跡地に建設された「二月田温泉島泉館」（馬渡写真館提供）
※写真奥の額に「舊薩藩主島津公温泉」の文字が見える。

下段左写真：改築前の「二月田温泉殿様湯」（指宿市所蔵）、下段右写真：市指定史跡「湯権現（ゆのごんげん）」

ると言われている。

周囲は現在でも温泉が湧出しており、湯の川が流れているが、浴場の痕跡はみられない。

(3) 二月田殿様湯

二月田殿様湯は、文政11年（1828）5月に10代藩主島津斉興によって、二月田温泉に行亭が建てられ、浴地が設けられた。その後、天保2年（1831）には、長井殿様湯から二月田温泉に別荘を移設し、行館として本格的な利用が始まった。この移設に合わせて長井温泉に置かれていた「湯権現」も二月田殿様湯に隣接する形で設置された。

湯権現は、濱崎家5代湊太左衛門によって、享和元年（1801）に長井殿様湯に寄進されたものである。昭和46年には市指定史跡に指定されており、現在は社殿北側に八幡宮が併設されている。

湯権現境内にある手水鉢は、湯権現が長井温泉にあった文政11年（1828）に調所笑左衛門廣郷から寄進されたもので、長井温泉から移設された同時期に運ばれてきたものである。つまり、長井殿様湯からの移設時に周辺の付属施設をまとめて二月田殿様湯跡へ移し、環境整備が行われたことが考えられる。

3. 殿様湯跡の構造

(1) 源泉と配湯

殿様湯跡は、現在の二月田温泉殿様湯に隣接している。建物の上部構造は一切残っておらず、石造りの下部構造のみが残っている。床面は石敷であり、床の中央付近には蓋付きの正方形の枠（70cm×75cm）がある。現在は蓋は失われているが、受け口の形態からみて、「印籠蓋造り」であったと考えられている（中摩2021）。ここが源泉であり、深さ約2.0mの豊坑が掘られている。この源泉豊坑は当地の基盤層と考

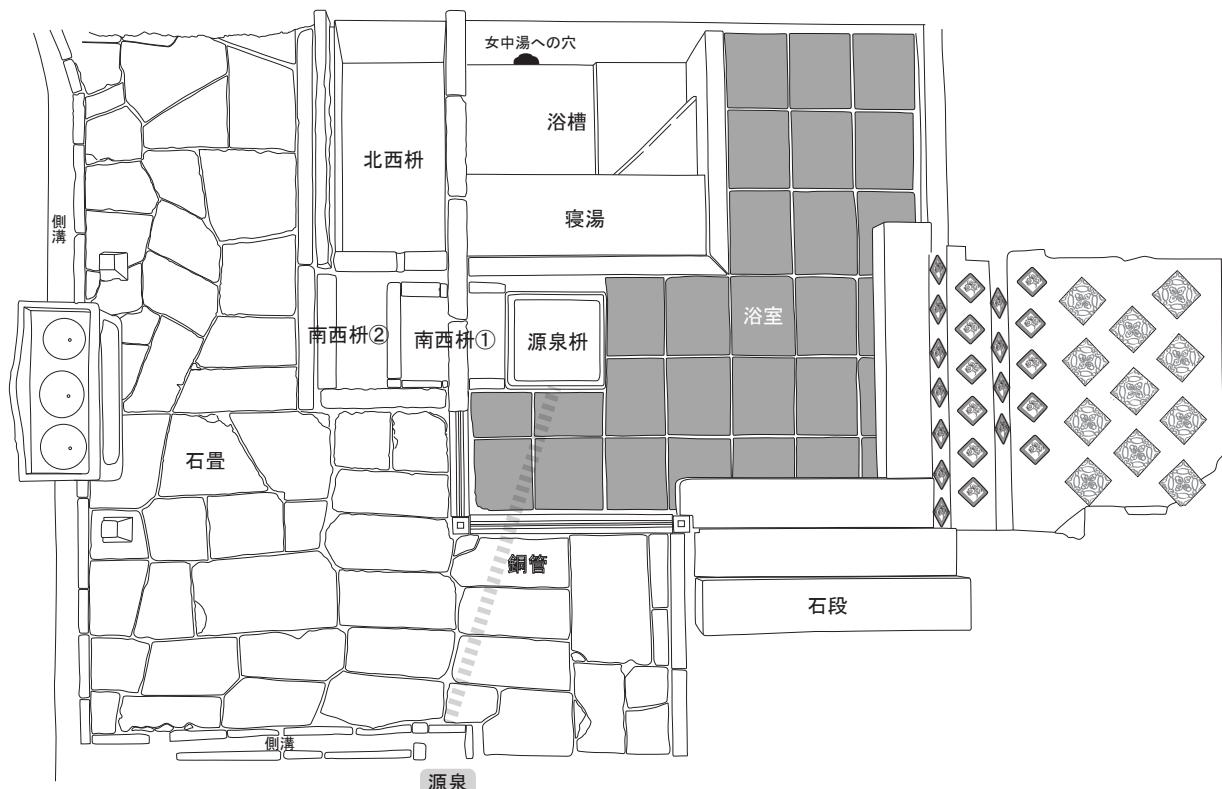


図5 市指定史跡「殿様湯跡」写真トレース図

えられる灰色シルト層まで達しており、ここから温泉が湧出している。堅坑内側面は、最下層部まで石積みが見られる。

源泉枠の南壁には銅管が飛び出している。この銅管は南側の石畳の下を通り、浴場外にある他の源泉が流れ込む仕組みになっている。浴場外の源泉は、現在も二月田温泉殿様湯の源泉として利用されている現役のものである。おそらく湯量が少ない場合などに源泉枠に湯を流す仕組みになっていたのだろう。

この源泉枠から南西枠①→南西枠②→北西枠→北東の浴槽という順に、時計回りに温泉が流れ込む仕組みとなっている。それぞれの枠の深さは、源泉枠（深さ 200cm）→南西枠①（76 cm）→南西枠②（80 cm）→北西枠（95 cm）→北東の浴槽（97 cm）であり、徐々に深さを増しながら浴槽へと湯が流れていったことがわかる。枠の間は導水溝で繋がっており、溜柵に一定量の湯がたまると隣の枠に注がれる構造となっている。また、各枠の間には湯量を調整するために木板を挟み込む溝が掘られている。

以上の点から、殿様湯では源泉をそのまま浴槽へ流すのではなく、温度を少しづつ下げて、浴槽の湯温を適温に調整、湯量も一定になるように工夫された仕組みがあったと考えられる。

（2）浴槽

浴槽は框石で東と南方向を囲まれている。南半分は深さ 10 cm弱程度と浅い造りで、北半分の 110 cm × 190 cm の部分は深さ 97 cm を測る。ここが湯に浸かる部分であり、浅い部分は寝転んで湯に浸かる「寝湯」に適した部分であると考えられる。寝湯は厚さ 15cm ほどの一枚岩が敷かれており、下部は空洞になっている。

浴槽の南東隅には三角形の階段が一段造り付けられている。角は丸く面取りされており、体が接することを考慮した造りであると言える。また、浴槽北壁には花弁形の穴が空いており、この穴が後述する「女中湯」へ湯を配るものであったと考えられる。

（3）浴室

浴槽の外側の石敷は、大きさが統一された方形の切石（50 cm × 60 cm）が敷き詰められた精緻な造りである。浴槽の框石とは段差なく、フラットに整えられている。石敷は框石で区切られており、この框石上面には襖あるいは障子をはめこむための溝が掘られている。この外側の框石が接続する南西角には、ほど穴が見られ、柱が立っていたことが推測できる。このほど穴は南側の石段の根元にもみられる。石敷の精緻さや統一性、框石による区画などを考慮すると、上記範囲が浴室であると考えられる（中摩 2021）。

（4）石段

浴室の東側と南側に石段がとりつく。東側の石段は、一段目は石製だが 2・3 段目はコンクリート造りである。コンクリートの踏板と蹴込み部には 15 cm × 15 cm のタイルが現状で 22 枚貼り付けられる。また、踊場面には 23.5 cm × 23.5 cm のタイルが 11 枚貼り付けられている。これらのタイルは、イギリス製の銅版転写タイルと瀬戸の銅版転写タイルであり、いずれも明治中期（1880～90 年代）のものと考えられている¹⁾。つまり、東側の階段は明治時代以降に造り付けられたものであり、藩政期には存在しなかった遺構と判断できる。

南側の階段は、縦 39 cm × 横 192 cm × 高さ 21 cm を測り、一段目のみ、北西隅が丸く面取りされている。また、先述したように一段目と二段目の境界付近に設けられたほど穴を切るように切れ込みが設けられている。そのため、浴室を区切る框石と南側の階段は同時期であると考えられる。さらに、東側一段目の階段は縦 36 cm × 横 192 cm × 高さ 20 cm を測り、2・3 段目とはことなり、北側に 23 cm ズレがみられる。



ドローン写真（大西智和氏提供）



図6 市指定史跡「殿様湯跡」清掃時の写真

これは本来南側の四段目に設置されていたと考えられるもので、おそらく東側の石段を建設する際に、四段目を取り外して付け替えたものと考えられる。

(5) 浴室外の施設（石畳・側溝）

上にあげた浴室の外側には、形態や大きさが不揃いな石畳が敷かれている。のちに説明する図3に「湯源」と記された場所は、この不揃いな石畳が敷かれた場所であり、設備等の配置からこの場所は明らかに裏方（バックヤード）に当たる役割であったと考えられる（中摩2021）。

石畳の南側と西側に沿うように幅 12 cm の側溝がある。南側には縦 20 cm × 横 30 cm の小型の枠がある。先述したように、小型枠の南側で湧出した湯は、の使い分けや併用があった可能性がある。

石畳全体は西側に向かって緩やかに傾斜しており、浴槽側へ湯が流れ込まない工夫がみられる。石畳周囲の側溝はこれらの湯の排水のために使用されたものと考えられる。石畳西側に見られる台形状の礎石および手洗い用の施設は、コンクリート製であり明治期以降のものと考えられる。タイルと同様、藩政期には存在しなかったものである。また、石畳の北側は現在の二月田温泉殿様湯の基礎の下へ潜り込んでいる。

4. 殿様湯の石碑

殿様湯跡の周囲には2基の石碑がある。両者とも山川石製と考えられる。ここでは1号石碑、2号石碑と呼び分けて説明する。



図8 殿様湯跡に残る石碑 右：1号石碑、左：2号石碑（松崎ほか編 2021より引用）

(1) 1号石碑

1号石碑は幅 29 cm, 奥行き 22 cm, 高さ 83 cmで、殿様湯東側に建てられている。「御湯殿口 従是内御用之外不可入」と記されており、藩主以外の立ち入りを禁止する内容である。

(2) 2号石碑

2号石碑は幅 28 cm, 奥行き 22 cm, 高さ 154 cmを測り、二面に文字が刻まれている。この石碑にも入浴を禁ずる内容が書かれているが、こちらは士、郷士、與力、家来、下人以外の入浴を禁ずる内容となっている。また、「入浴時は大声での雑談を控えるように」などの注意事項も記されている。

これまで殿様湯跡は、その名称から、藩主以外の入浴を禁じていたと考えられてきたが、2号石碑の記述によって、入浴可能な身分が定められていたことが明らかとなった。また、入浴時の心得も記されており、複数人が同時に入浴していたことが想定される。つまり、二月田殿様湯跡は藩主だけでなく、様々な身分の人物が入浴していたことになる。現況では浴槽が一つしか確認できないことから、その実態がよくわからなかつたが、次に紹介する絵図を見ると複数の浴室があつたことが明らかとなつた。



図9 殿様湯を描いた「湯場ノ図」

5. 殿様湯絵図「湯場ノ図」

殿様湯跡の往時の姿を知る手がかりとして、「嘉永四年島津斉彬下瀬巡検御供日記」に描かれた「湯場ノ図」がある。この絵図は、島津斉彬が嘉永4年10月21日から11月25日の間、藩内を巡検した行程のなかに所収されている。日記中には、斉彬は11月2日に二月田御茶屋（殿様湯）に到着し、11月24日まで約20日間殿様湯に滞在していたことが記されている。

絵図には、浴槽が4つ描かれており、それぞれ「御前湯」、「女中湯」、「士以上」、「足軽以下家来下人等湯」となっている。これは、身分によって入浴可能な浴槽が異なっていたことを示している。「士以上」の湯には、「湯壺八枚鋪斗」、「深サヘソノ上位迄」など浴槽の大きさや深さについても詳述されている。おそらく複数人で入浴したと考えられ、「衣類置所」の表記も見える。

また、浴場だけでなく、御前湯に隣接して「是ヨリ御座向」、「女中湯」に隣接して「女中部屋」、「士以上」の湯に隣接して「御膳所」などが記されており、浴場以外にも様々な施設があつたことがわかる。御座間があつたと考

えられる場所では、平成11年度に指宿市教育委員会による範囲確認調査が実施されているが、遺構・遺物は検出されていない（下山ほか編1999）。今後の課題である。

また、絵図中に書かれた文字をみると、御前湯から流れ出た湯は、女中湯→土湯→足軽湯に流れ通じていたことがわかる。つまり、湯源に最も近い場所で藩主が入浴したのち、身分によって分かれた浴槽を湯が流れていたことになる。その証拠に御前湯北壁をみると、下部に花弁形の穴が空いていることから、ここから女中湯へ湯が配られていたことが推定できる。残念ながら、女中湯より北側については、現在の二月田温泉殿様湯が建っていることから、遺構の有無を確認することができない。ただし、遺構面のレベルを確認すると二月田温泉殿様湯基礎よりも殿様湯跡のレベルが低いことから、地中で残存している可能性も考えられる。

6.まとめ - 殿様湯跡周辺の景観 -

以上の点を踏まえると、二月田殿様湯跡は藩主専用の浴場の側面も持つつ、北側の浴室では身分によって入浴規制がかけられながら、多



図10 「湯場ノ図」と殿様湯跡トレース図の合成図

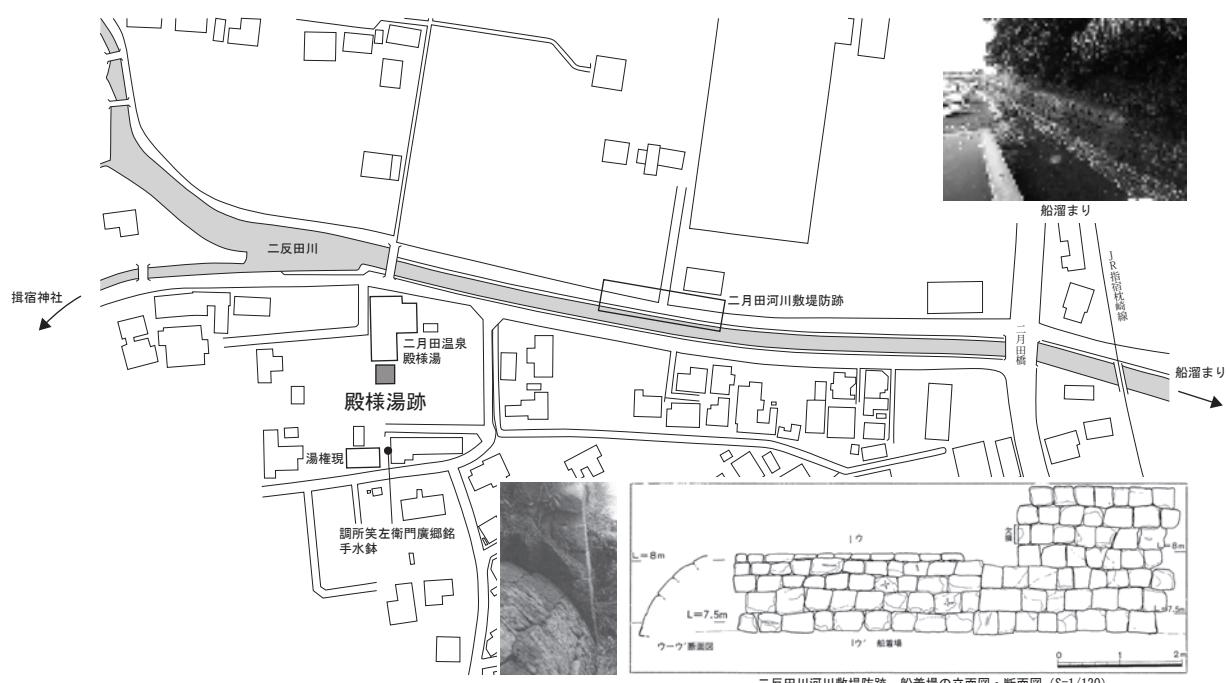


図11 殿様湯跡周辺地図

くの人々に利用されていた浴場であったことがわかった。浴場の構造は、深さ 2 m の源泉から湧き出した湯をそのまま利用するのではなく、複数の枠を経て、適温・適量になるように調整されたものだった。さらに、御前湯に配られた湯は、女中湯からさまざまな身分の浴室へ流れており、「湯場ノ図」の記述から階層的な湯の利用が看取できる。女中湯以下の浴槽については、現在では遺構を確認することができないが、御前湯浴槽から女中湯へ配湯する穴が確認できたことから、「湯場ノ図」の記述と一致する可能性が高く、遺構が削平されていなければ、現在の二月田温泉殿様湯の地下に保存されている可能性がある。

このように、複雑な構造を持ちながら、近世の温泉遺構として貴重な「殿様湯跡」であるが、最後になぜこの地が温泉行館として整備されたかについて周辺の状況を踏まえて考察してみたい。

二月田殿様湯は先述したように、島津斉興の治世である天保 2 年（1831）に整備が行われた。当時は、藩の財政再建のため、調所広郷とともに財政改革が推進されていたが、指宿においても大規模な土木工事や農業整備が行われた。いくつかの例をあげると、新田地区等の干拓工事（1830～44 年）、宮ヶ浜港防波堤の設置（1833 年）、潟口の船溜まり設置工事（1843 年）、揖宿神社の改築（1847～48）などがある。これらの公共事業と併行して、八代濱崎太平次や七代河野覚兵衛などの指宿・山川の海商らによる藩密貿易も進められた。

殿様湯跡は、これらの公共事業と同時期に長井殿様湯から二反田川沿いの現在の場所へ移設された。藩主は指宿沖に船を停泊させ、小型船に乗り換え、二反田川を遡上して殿様湯を利用したと考えられる。その証拠に、二反田川では平成 5 年の豪雨によって現在の川沿い道路面が崩落、殿様湯周辺ではその内側から石積や船着場が発見されている。緊急記録調査が行われ、その石積工法から、江戸時代の石積堤防であることが指摘されている（渡部ほか編 1995）。また、『鹿児島縣維新前土木史』によると、天保 14 年（1843）に潟口の船溜まりから上流へ 2.7 km の堤防を整備したことが記録されているため、船溜まり整備と同年に二反田川の改修整備も実施されたと考えられる。船着場と考えられる石積は、緩やかなカーブを描いて石が 5 段積み上げられているもので、高さ約 1.25m、長さ約 4 m を測る。石積みの上部には、桟橋等の構造物があったことも推定されている。

以上の点から、二月田殿様湯の設置は、斉興や調所による公共事業遂行の中で、整備された事業の一つと言える。これらの公共事業の背景には、山川港や指宿港を中心とした海上交易や海上交易を支えるための環境整備などがあり、そのための休養場所や宿泊場所として利用されたのが二月田殿様湯だったのだろう。

今後は、指宿における他の殿様湯（摺ヶ浜殿様湯、長井殿様湯）を含めた総合的な研究を進め、指宿温泉の変遷や特質を明らかにしたい。

注

1) 九州陶磁文化館の大橋康二元館長のご教示による。

謝辞

本論は令和 4 年度鹿児島県考古学会研究発表会で発表した内容を再構成したものである。執筆にあたり、福ヶ迫忠氏、中摩浩太郎氏、西野実氏、西牟田瑛子氏には様々なご教授をいただきました。また、ドローン撮影においては、大西智和先生にご協力賜りました。記して深く感謝申し上げます。

参考文献

鹿児島県土木課（編） 1934 『鹿児島縣維新前土木史』

松崎大嗣・中摩浩太郎（編） 2021 『泉都指宿一度はおいで～世界に誇る海浜温泉～』 指宿市考古博物館 時遊館 COCCO

はしむれ

中摩浩太郎 2021 「徹底解剖殿様湯跡」『泉都指宿一度はおいで～世界に誇る海浜温泉～』指宿市考古博物館 時遊館

COCCO はしむれ

下山覚・中摩浩太郎・渡部徹也・鎌田洋昭（編） 1999 『橋牟礼川遺跡 XV・敷領遺跡・殿様湯跡』指宿市教育委員会

渡部徹也・鎌田洋昭（編） 1995 『二反田川河川敷堤防跡』指宿市教育委員会